

アンケートモニターのバイトをかたった詐欺に注意！！

(相談事例)

大学の近くで「時給5,000円のアンケートモニターのバイトがある」と知らない男に呼び止められた。ファミレスに移動し、アンケートに答え、その場で5,000円もらった。アンケートの登録に個人情報があるとのことで、電話番号等を伝え、運転免許証と自分の顔写真も撮られた。5,000円のその他にも追加報酬があり、それは銀行に振り込むと言われたので、銀行口座番号と暗証番号を教えた。すぐに自分の携帯に本人確認の電話がかかり、男が代わって電話に出た。男から、今後かかってくる電話には出なくていいと言われた。

その時は、特にあやしいと思わなかったが、後日、似たような詐欺の手口があると知った。そこで、最初にかかってきた本人確認電話の着信履歴にかけてみると、消費者金融の電話番号だった。確認すると、自分名義で消費者金融に登録していたことが分かり、10万円が借りられていた。登録の解除をしようとしても返済しないと登録解除が出来ないと言われた。
(大学生 男性)

(アドバイス)

- ◆ 「高い時給のアンケートモニターのバイトがある」と声をかけられ、個人情報等を教えたところ、意図せず消費者金融に登録され、ローンを組まれていた、という相談が若者を中心に増えています。
- ◆ 本人が了承していないのに、第三者に勝手に名義を使われて（「名義冒用」といいます。）消費者金融でお金を借りられてしまった場合は、原則として、借金を返済する義務はありません。
ただし、名義を勝手に使われた契約について、本人が支払いを行ったり、事後に了承したりすると、「追認」といって支払義務が発生することもあるので注意が必要です。
- ◆ こういったトラブルを避けるためには、個人情報を安易に人に教えないことが大切です。
- ◆ 今回の事例では、本人名義での借金については了承していないことから、返済義務がないことを主張することができますが、相手方と争いになることも考えられますので、個人で対応するのではなく、消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL(局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します